

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する
法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、
特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

1. 改正の背景及び概要

- ① 引越し手続のワンストップサービス化について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、転入地市区町村があらかじめ転出地から通知された転出証明書情報により、住民登録及び住民登録に関する一連の事務の事前準備を行うことを可能にするなどの取組を進めてきた。

住民の更なる利便性向上を図るため、住所変更手続に併せて電子証明書の再発行手続を同一世帯員又は法定代理人が行う場合の本人の意思確認等について、委任状等により確認を行うことができることから、住所変更手続時に加えて再度の来庁が必要となる照会兼回答書の提出を不要とすることとする。

- ② 個人番号カード及び個人番号カードの利用者証明用電子証明書は、市町村での発行時に4桁の暗証番号を設定するとともに、利用者証明用電子証明書を用いる際には、原則として暗証番号の入力により本人確認を行っているが、主務大臣の認可を受けた特定利用者証明検証者については、当該本人確認を顔認証又は目視により行うことが認められているところ。

今般、暗証番号の設定や管理に不安がある方が安心してカードを利用できるよう、電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定することを希望する者については、当該者の個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置が講じられた場合には、発行時の暗証番号の設定を不要とするよう所要の規定の整備を行う。

2. 根拠条文

- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第3項並びに第22条第3項及び第4項
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第8項

3. 施行期日

令和5年11月下旬（予定）